



患者さん、とりたての野菜を食べて元気になって。

## 広報

# しべつ

題字：忠類小学校五年 葛西亜希子

### 〈主な内容〉

- 10月1日下水道供用開始
- 標津さけ・ます捕獲蕃養施設
- 古多榊案内大看板お目見え
- しべつのボランティア
- 鮭そくクイズ当選者発表
- 木・林・森のはなし

### サケのふるさと⑦

今年も北標津小中学校（合田宣雄校長）から、標津病院へ取りたての野菜が届けられました。

野菜は、キャベツ、ピーマンきゅうり、トマトなどです。トマト、ピーマンは、6・7月の悪天候で、形は不揃いですが味は甘みがあって抜群です。

## まちの話題①

### あきあじ まつりに 5,000人が。



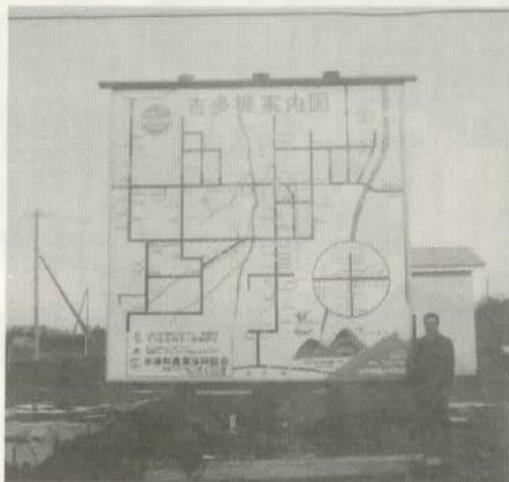
好天に恵まれた9月14日、標津あきあじまつりが町営スケートリンクを会場に開かれました。

当日は、アキアジ即売会、アキアジ・やまべつかみどり、いくらの数当てクイズなどが行われました。また、味覚模擬店では、秋味鍋、ソバ、串焼などが店開き。訪れた5千人は、盛んに舌づつみを打っていました。

### 古多糠案内大看板が お目見え

古多糠地区町内会連合会(須田幸、会長)では、古多糠地区全域を表示した案内板を手づくりで作成し、藤巻商店前に設置しました。

この案内板は、縦・横三・m六  
十cmもあり、全て手づくりです。  
看板屋顔負けの見事なものです。  
これで、迷うこともなくなるで  
しょう。



### 鈴木先生 (東京標津郷土会々員) が講演

九月十三日、標津漁協ホールで町民健康づくり講演会が開催され、標津出身で慶応義塾大学助教授の鈴木秋悦先生が「婦人の健康をめぐる最近の話題」について講演されました。

鈴木先生は、性殖に関する事が専門で、卵巣の働きを研究課題にしています。

「六ヶ月の胎児の卵巣内には卵子が七十万個できており、生まれた段階では、五万個になります。女性は、一生のうち五百個の卵子を使用します。つまり生まれてきた生命は数百万個から選ばれた存在ですから大切にしなければなりません。」



# 第3回'66標津町 薰別川鮭遡上クイズ 当選者発表!!



八月三十一日午前五時、十二分。オス鮭が元気に遡上してきました。

応募総数六千二百六十七通の内、三十日の子想された方は二百五十七人。ピツタリ賞には倉敷市に住む北口しげみさん（三十五才）が、四分違いで当選されました。北口さんは、昨年根室で行なわれている流氷クイズにも当選されており、本当にラッキーな方です。

といっても本人は「まだ子供が小さいので」とやってこれず代わりに母親と叔母の二人が来町しました。以下当選者は次のとおりです。

▼ニアピン賞（六名）  
杉本建三（津山市）櫻井栄（羅白町）北口立太（岡山市）谷津玲子（旭川市）森脇光雄（総社市）山田成子（横浜市）

▼ラッキー賞（二十名）  
川崎邦子（岩槻市）綾井晴美（横浜市）河村光章（京都市）越後林利達（大畑町）小原千代子（大阪市）有馬利春（東京都）鹿角延夫（石川県）玉手好美（標津町）木村文夫（恵庭市）木村幸子（高槻市）北口和幸（倉敷市）今井清（根室市）佐藤君子（標津町）千色シャウ（北見市）四戸健一（紋別市）松田千恵子（美瑛町）佐々木健（女満別町）小原正（釧路市）牟田康二（東京都）柳きもと篠原（名古屋市）

古屋市)

## 北標津小中学校で 公開研究会



昭和六十年九月に交通安全教育実践校に指定された北標津小中学校（合田宣雄校長）では、九月九日「生活化をめざした自転車の安全な乗り方指導」を研究主題として公開研究会が開催されました。

当日は、教育関係者、父母等約七十名が集まり学級指導、青空交通教室、研究発表、研究協議があり自転車の安全な乗り方について、十分な研究、検討がなされました。

研究協議の中では、まちな出るとお母さん方の乗り方がルールをよく守ってなく、子供もすぐもとにもどってしまうという意見もあり、今後子供達の見本となるよう大人も正しい乗り方を勉強していかねばと思います。

# 10月1日下水道供用開始

## 水洗便所で快適な生活を

「わたしたちは朝夕国後島をのぞみ悠々の流れをたたえる標津川の恵みに育った標津の町民です」……………

標津町民憲章の序文にありま  
すように、私達はこの標津川に  
守られ、潤いのある生活をして  
います。

水は空気と同じく自然がつく  
った貴重な資源であり、財産で  
もありません。しかし、近年は産  
業の発達、生活水準の向上とと  
もに汚染が進み、生活環境が脅  
かされています。

いまでもなく、この原因は  
私達人間にあるのです。恵まれ  
た自然の中で快適な生活をする  
ことは、私達町民がひとしく念  
願するところであり、豊かな  
自然環境を保ち、子孫が安心  
して生活できる環境にしなければ  
ならないのは私達の責任です。

本町は、昭和五十年より特定  
環境保全公共下水道事業に着手  
し、下水終末処理場の建設と汚  
水管渠の整備を進めてまいりま  
したが、ここに終末処理の一期  
計画が完成し、十月一日より一  
部通水運転開始の運びとなりま  
したことは、町民の皆様とともに  
喜ぶところであります。



わたしたちの生活を守る基地、終末処理場。

今後は、水洗化および排水設  
備の早期普及がはかれるよう  
事業の促進に努めて参る一方、  
下水終末処理場の効率的な運営  
により、下水道の使命でありま  
す水質の保全と環境改善を目指  
し最善の努力をして参る所存で  
ございます。

今日まで本事業に寄せられま  
した町民各位の御理解に対しま  
して心より感謝申し上げますと  
ともに、今後より一層の御協力  
をお願い申し上げます。

### 水洗化の改造は3年以内に

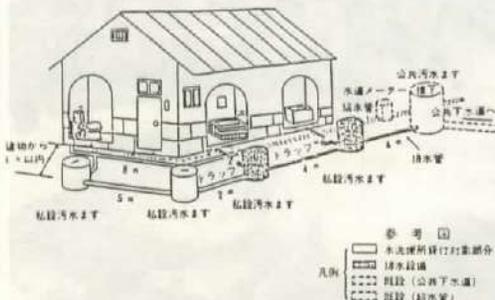
下水の処理区域が告示されますと、処理区域内に  
建物を所有している方は……

1年以内に、台所や風呂の排水設備の改造を3年  
以内に便所を水洗式に改造することが町条例と法律  
の定めにより義務づけられます。

#### 改造費用は

標準的なモデルにより試算すると、次のとおりです。

一水洗化改造等の標準工事費(一般家庭)一



- ・台所・風呂等の排水設備を改造する場合 約13万円
- ・便所のみ水洗化する場合……………約39万円
- ・排水設備と便所を同時に行う場合……………約45万円  
(改造費用は実施年度により変動します。)

※便所の改造工事費には、便器・ロータンク・暖房工事・電気工事・水道工事等の費用が全て含まれております。  
排水設備・水洗化改造工事は町が指定する業者のなかから個人が選定し、施工して下さい。

※指定業者制度の考え方は、設計から完成まで施工にあたり町がチェック機能を発揮し、施設の維持管理体制に万全を期すものであります。

#### 改造義務者は

- (1)自己の所有する建物…所有者
- (2)公営住宅……………町
- (3)社宅・官舎等……………それぞれの所有者
- (4)アパート・寮等……………所有者
- (5)借家等……………原則として所有者ですが、双方の協議により、借家人が義務者となることもあります。

## 改造資金の貸付制度があります。

排水設備や水洗化に要する費用は皆さんに負担していただきます。しかし、一時的に多額の出費となりますので、その資金を用意することが困難な方には資金の貸付をいたします。

### 貸付を受けることができる方は

- (1) 償還能力がある方
- (2) 確実な保証人が2人いる方
- (3) 町税・受益者分担金を完納している方  
個人所有の建物（法人・団体を除く）の排水設備と便所を水洗化する方で、上記(1)～(3)の条件を備えている方です。  
※個人所有の建物とは、居住用住宅・アパート・貸家・店舗事務所等です。

### 貸付限度額は

排水設備を含め、便所1基（大・小含む）の改造費用の貸付限度額は45万円です。従って2基改造する場合は90万円となります。一応、基数の制限をしますが、例えば一度に10基分の貸入申請をし、貸付を受けるべき条件が整っていても現況により2基或は3基を削減することもあります。

（例：貸入申請10基に対し、貸付7基、又は8基という具合に。）

### 貸付利息は

下水の処理区域として告示された日から起算し、3年以内に個人所有の建物（居住用に限る。）を改造する方は、便所2基分まで無利子で貸付致します。なお、3年以内に改造できない場合でも、正当な理由があれば無利子とします。

自己の居住用以外の借家やアパート等についての貸付や、3年を超えて改造する場合の貸付は年率約7%位です。

【例】一般住宅……2基まで無利子、3基目以上から有利子。

- ・併用住宅……居住用2基まで無利子、店舗・事務所等有利子。
- ・アパート……有利子。
- ・貸家……所有者貸付有利子、入居者貸付無利子。
- ・店舗・事務所……有利子。

### 償還の方法は

原則として、50ヵ月以内の元金均等月賦償還としますが、借受者が希望する場合、指定月増額の方法もあります。

#### ・1基45万円の償還例（無利子）

- 1) 元金均等月賦償還  
 $\frac{450,000\text{円}}{50\text{月}} = 9,000\text{円} \cdots 1\text{ヵ月当り}$
- 2) 指定月増額払（毎月の償還5,000円）  
・毎月払分  $50\text{月} \times 5,000\text{円} = 250,000\text{円}$   
・指定月払分（年2回）  
 $8\text{回} \times 25,000\text{円} = 200,000\text{円}$
- 3) 指定月増額払（毎月の償還3,000円）  
・毎月払分  $50\text{月} \times 3,000\text{円} = 150,000\text{円}$   
・指定月払分  $8\text{回} \times 37,500\text{円} = 300,000\text{円}$

### 償還回数

45万円の限度額の貸付について、50ヵ月とし、限度額に達しない貸付については、次の方法によります。

・例えば、36万円の場合  
 $360,000\text{円} \div 9,000\text{円} = 40\text{回} \cdots 40\text{ヵ月償還とします。}$

### 取扱金融機関

根室信金、拓銀、北洋相互、労金

## 下水道使用料

基本料金8㎡まで 1,200円  
超過料金1㎡ますごとに 120円

終末処理場が運転を開始しますと、休むことなく汚水の処理が続きます。この汚水の処理に要する経費の一部として納めていただくのが下水道使用料です。



下水処理場中央操作室

## 受益者分担金

1㎡当り295円

### 受益者分担金を納めていただく方は

公共下水道の処理区域内に存する土地の所有者です。

地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地（一時使用のために設定された権利は除く。）については、それぞれの権利者と土地所有者が協議して当該土地に係る分担金を納める方を決めた場合には、その方を受益者とすることができます。

※一時使用とは、土木・建築業者等が短期間他人の土地を借用し、資材置場等に利用している場合、これに該当します。

### 納めていただく額は

受益者分担金として納めていただく額は、処理区域内の所有面積に1㎡当り295円を剰じた額です。

### 賦課時期は

受益者分担金の賦課は、下水の処理区域として告示された翌年度からです。

処理区域とは、排水管の整備が終了、いつでも下水の処理が可能な状態をいいます。従って、現在その土地に住宅が建設されていない場合でも、宅地以外の地目でも処理区域として告示されますと翌年度から分担金が賦課されます。

下水の処理可能区域及び処理可能予定区域については毎年度当初（今年の場合10月）に処理開始の告示をします。この告示された区域内に土地を所有されている方が翌年度から分担金を賦課徴収されます。

### 分担金の納付年数・納期は

分担金の納付年数は5年です。

納期は年4回（5・7・9・11月）です。

納付年数の始期と終期

- ・昭和61年10月処理開始告示区域  
昭和62年度から昭和66年度まで
- ・同上62年4月の場合  
昭和63年度から昭和67年度まで

- ・同上65年4月の場合  
昭和66年度から昭和70年度まで
- 今年10月に処理開始の告示がされた区域内の土地所有者の納付例（330㎡～100坪の場合）

分担金額  $330\text{㎡} \times 295\text{円} = 97,350\text{円} = 97,300\text{円}$

1年間に納める額  $97,300\text{円} \div 5\text{年} = 19,460\text{円}$

期別の納付額  $19,460\text{円} \div 4\text{期} = 4,865\text{円}$ となりますが、

100円未満の端数整理し、

1期目 5,060円（昭和62年5月）

2期目 4,800円（昭和62年7月）

3期目 4,800円（昭和62年9月）

4期目 4,800円（昭和62年11月）

以後66年度まで金額・納付月同じです。

### 分担金の徴収猶予は

分担金を賦課された方で、特に納付が困難な方については5年を超えて徴収することができます。

※納付が困難とは、災害・盗難等の事故による場合や、広大な面積を有し、納期ごとの金額が大きい場合、又はこれらに類する明らかな理由がある場合等です。

徴収猶予は受益者の申告制となっております。

### 分担金の減免は

・国、又は地方公共団体が公共の用に供し、又は公共の用に供することを予定している土地の受益者。

・事業のため、土地・物件・労力、又は金銭を提供した受益者。

・その他、町長が必要と認めた受益者。

減免率は25%～100%以内です。

※町長が必要と認めた受益者とは、例えば私有地であってもその土地の利用状況に公共性、又は公益性が強く認められる場合や、急傾斜地等のため宅地化が不可能が著しく困難な場合等があります。

分担金の減免も受益者の申告制となっております。

## “下水道相談室”を開設致しました。

●問合せ、ご相談等お気軽にご利用下さい。

建設部下水道室内(TEL2-2131・内線218・229)

# 昭和61年度標津町役場職員 人事異動のお知らせ

9月1日付をもって次のとおり人事異動がありましたのでお知らせいたします。

記

- 亀子亮三 (教育委員会次長) 一 監査委員事務局長  
 河野正巳 (建設部長) 一 総務部長  
 木下 孝 (病院事務長) 一 建設部長  
 山形正喜 (議会事務局長) 一 病院事務長  
 坂本伊助 (税務課長) 一 議会議務局長  
 高橋恒雄 (農林課長) 一 教育委員会総務課長  
 戸村文昭 (財政課長) 一 農林課長  
 山口 寛 (福祉課長) 一 兼福祉施設対策室主幹  
 荒屋勝昭 (監査書記長) 一 税務課長  
 土井哲也 (経済振興室主幹) 一 保健課長補佐兼福祉施設対策室主査  
 藤巻国治 (福祉課長補佐) 一 兼福祉施設対策室主査  
 大山米勝 (総務課長補佐) 一 経済振興室主幹  
 浜向 傑 (建設課用地対策主幹兼建設課長補佐)  
 一 建設課長補佐兼同課都市計画主幹  
 今野千昭 (福祉施設対策室主幹兼町民課長補佐)  
 一 住民活動課長補佐  
 和田勝義 (総務係長) 一 総務課企画係長  
 南保吉行 (教育委員会総務課) 一 税務課賦課係兼同課収入係  
 山口将悟 (税務課) 一 教育委員会総務課総務係  
 その他 (「町民課」を「住民活動課」に。  
 「用地対策主幹」を廃し、「都市計画主幹」を設置。

## 「べっぴんのボランティア」

だれにでもできるボランティア活動  
心の通う町づくりへの参加を

これからの町づくりは、考え方を変えなければできない。今までは知り合い同志の助け合いということが多かったかもしれないが、これからは自分の町で援助を必要としている人が助け合っていくことが町づくりとして必要な時代になってきた。

ここ四十年間の大きな社会変化の一つは、高令社会化と子供の出生の減少が急速に進んだこととで、家族、親戚が減り家族機能を町ぐるみで工夫していくことが必要になってきました。もし、それができなければ、既に新聞紙上などによく見られる痛ましいケースが次々に起こることになります。

真に心の通う町づくりへの工夫と参加が、今必要です。あたたかい住みよい町づくりのため、あなたの自発的、積極的な参加によって活動を展開しよう。



## 標津さけ・ます捕獲蓄養施設に銀鱗踊る。

(標津さけ・ます捕獲蓄養施設の全景)



このところ、標津さけ・ます捕獲蓄養施設にサケ・マスが群をなして遡上しています。この施設は、社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会が、七億四千二百七万円(うち、四億五千万円が補助)をかけた建設したもので、標津川の水をポンプで汲み上げ、誘導路に

流すことにより、この施設に集まり、親魚を確保するものです。増殖計画によりますと、サケカラフトマス、サクラマスを年間十一万九千九百尾、卵にする一億一千万粒を確保し、ふ化場に送る計画です。九月二十日には竣工式、祝賀会が開催され、町内外から百五十人の来賓の出席がありました。なお、この施設の見学は自由ですが、危険箇所には近づかないようにお願いします。

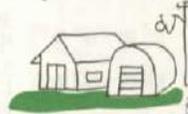


川畑 裕子さん

(川畑新聞店)



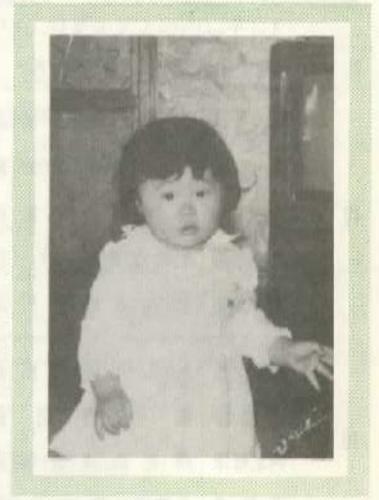
ま  
ち  
の  
声  
・  
声  
・  
声



8

行田(晋市)さんちの  
絢子ちゃん(60.10.25生)

西北標津 ⑦



### —カラス奮戦記—

「からすいなぜなくのーからすは山に」幼い頃、こんな歌を口ずさみながら、夕飯時になると家に帰ったものだ。その頃の私には、カラスという真黒な鳥が別段不快な存在ではなく、むしろ歌の通り親しみのある存在であったような気がする。あれから20数年たち、私はまたカラスと接する機会を持つことになった。私は今、アルバイトをしている。時折窓の外に目をやると近くの野球場には無数のカラスが群をなし、そのようすはまさに人工芝ならぬ黒のじゅうたんに敷きつめられたようだ。それを見ると私は苦々しく思うのだが、その日もいつも通りにゴミを出しに行った。戻って来て

ふと窓の外を見ると何やら黒いものが動くのが目に入った。もしや、そう思い見渡すと散らばっている。さつき出したばかりのゴミである。犯人は案の定カラスだ。私はすぐさまほうきを持ち魔法使いのおばあさんのような剣幕で追い払いに行った。ところが現代っ子のカラスたち魔法使いのおばあさんは古いとばかりにサッと飛び立ち電線の上から私のようにすをうかがっているではないか。私は今度は石を持ちカラス目掛けて投げた。しかし、カラスは相変わらず見下している。何と私の投げた石は命中するどころか1mも飛ばず目の前に転がったのだ。今度こそとまたも挑戦。失敗。カラスはそんな私をバカにするかの

ように何くわぬ顔をしている。私は散らばったゴミをイソイソと片付け始めた。からすの赤ちゃんなぜなくのー。そんな歌を思い出し、思わず作者の気持ちに疑いを抱くのである。そんな時、耳慣れたメロディーが乙女の祈りだ。私は肩の荷が降りたような気がした。この戦いは終わりだ。ゴミ収集車があるカラスを積んでいる時、やっとカラスに勝つたような気がした。今でもあの純真な歌は受け継がれている。子供達には、あのカラスがどのように映っているのかとカラス奮戦記を書いた私に思うのである。

(次のあなたは、川畑裕子さんが選んだ標津の森岡繁子さんです)

あやちゃんはカゼ気味で、鼻水が少しでていました。カメラを向けると机の影にかくれてしまっています。フラッシュがたかれると急に泣きだしてしまいました。

あやちゃんは、万才をするんです。テレビを見ながら踊ることもあるんですよ。歩くのは達者です。だって10ヶ月から歩いているんだもの。犬の本を見て「ワンワン」も言えるし、おじいちゃんと外に遊びに行き、牛を見ては「べーべー」ってゆうんですよ。女の子は男の子よりも成長が早いようですね。

### 公営住宅用地を 寄贈

～川北の合田清一さん～

川北にある釧路開発建設部裏手にある土地(1,774㎡)を公営住宅の道路用地にと、合田清一さんは町に寄贈下さいました。どうもありがとうございます。



# 循環器(成人病) 結核検診

(日) (程) (表)

●印については、エキノコックス症検診も行います。  
(3年以内に1度も受けていない者)

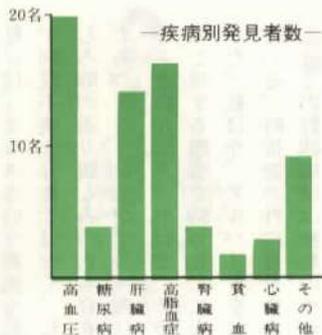
月日	地区名	実施場所	時間
10/21	新古多糠	新古多糠会館前	9:30~10:10
	南古多糠	南古多糠会館前	10:25~11:25
	西古多糠	保健福社会館前	11:40~12:15
	古多糠	生活改善センター前	13:00~13:45
	上古多糠	上古多糠会館前	14:00~14:30
10/22	川北	川北町内会館前	9:15~10:30
	北標津	楳山会館前	10:45~11:00
	西北標津	西北標津会館前	11:30~12:00
	北標津	北標津林業センター前	13:00~14:00
10/23	東川北	東川北会館前	10:00~10:30
	西川北	西川北農作業管理施設前	11:30~12:00
	●川北	福寿荘前	13:15~15:00
10/24	●標津町内	標津公民館前	9:30~11:45
	標津町内	標津地区生活館 (まるよし商店の向い)	13:00~15:00

六月に実施された成人病検診は、標津市街と川北・海岸地区を重点に五百五十三名が受診されました。その結果、二次検診の対象となった方が百七十五名となり、二次検診を受診された方の中で何らかの異常を発見された方が六十九名ですから、発見率は二十九%。つまり、三名のうち一名が成人病にかかって

いたこととなります。成人病は発症しないように予防することも大切ですが、ある一定の年齢(三十才以上)になったら、定期的に検診を受けて早期発見、早期治療に結びつける様に心がける必要があります。十月に行なわれる第2回目の検診は酪農地区(古多糠・川北郡部)を中心に巡回しますので

10月21日~24日は第2回成人病検診  
併せて結核検診も実施

いかがですか  
あなたの健康



家族や近所の人と御一緒に受診されることをお勧めします。※検診や健康のことに関しての心配ごとは気軽に、役場保健指導の方へ御相談下さい。TEL 二二二二一(内線一四一・一三二)

## 木・林・森のはなし⑥

### 「時期はずれの山火事」

標津営林署次長 安達 圭輔



去る、7月29日発生した知床半島の山火事は、国有林野を管理・経営する立場から様々な体験をさせられた。

情報の提供は、網走沖の漁船から無線で半島突端の稜線から煙が見えるとの連絡を受け、直ちに羅臼海上保安署の巡視艇及びヘリコプターによって現地確認し、知床半島の突端の「ウイヌプリ岳」山頂付近と断定された。真夏の山火事、折からの猛暑つづきとあって、自衛隊のヘリコプターによる150数回にわたる消火剤散布も、現地がハイマツ(径20~30cm)の群落と言うこともあって効果が上がらず、遂には人海戦術をとることとなり、現地付近にヘリポート(9m)を設けて消火隊(自衛隊、営林署、地元消防団、林業団体)、水、スコップ、チェーンソー等を降下・使用、6日目にしてようやく鎮火することができた。

昨年8月にも、知床半島に山火事が発生しているが、その原因は、国立公園の突端でもあり現地付近での事業は行っておらず、また、登山道の整備もなされていないことから、入林者の範囲は限定されてくるがいまだに解明されていない。

秘境、知床国立公園への入林を制限する考えはないが、厳しい自然条件下での鍛練の場から考えると、その道のプロでなければ登山できないところであり、彼等の良識を疑わざるを得ない。

今回の消火活動に当たり、関係機関等に多大のご協力を頂いたが、自然保護を叫ぶ者が消火に加わっていたとは聞いていない。

# おしらせ

## 2等陸・海・空士 自衛官募集中

☆☆☆☆☆☆

受付期間：年間を通じて常時受付  
けております。

(62年3月高校卒予定  
者は9月21日以降で  
す。)

応募資格：日本国籍を有し、採用  
予定月の1日現在18歳  
以上25歳未満の男子

身分：特別職国家公務員

給与：月額 107,400円

ボーナス：年3回(3月・6月・  
12月)

衣食住：制服等は、支給又は貸  
与、食事・宿舎費は無  
料

試験等：筆記、口述試験、身体  
適性検査

◎応募手続等詳しい事は次のと  
ころへ

中標津町東3条北1丁目1  
自衛隊帯広地方連絡部  
中標津募集事務所  
☎01537-2-0120

## 秋の全道火災予防運動 期間/10月15日～10月31日

「防火の大役あなたが主役」  
を統一標語に10月15日から10月  
31日までの17日間全道一斉に秋  
の火災予防運動が実施されます。

これからは、暖房器具の使用  
に伴い火災の発生しやすい時期  
となります。器具の取扱には十分  
注意し使用時には点検修理を行  
ないましょう。

火災による死者は、幼児・老  
人・身体不自由者の身体的弱者  
の逃げ遅れによる犠牲者が依然  
として多くなっています。

お年寄りや病気の人、幼児だ  
けを残しての外出は絶対やめま  
しょう。

万一火災になった場合も安全  
に避難できるように、出入口・  
窓・廊下等は常に整理整頓をし  
ておきましょう。

火災はあなたのちょっとした  
油断・不注意からおこります。  
あなたの注意で火災のない明る  
い街をつくりましょう。

## 昭和62年度 国立小樽海員学校 入学案内

### 〈受験資格〉

- 1) 年 齢/昭和62年4月1  
日現在で15才から19才ま  
での者。(昭和43年4月2  
日から昭和47年4月1日  
までに生まれた者)
- 2) 学 歴/中学校卒業以上  
の者。(卒業見込みの者を  
含む)

### 〈出願手続〉

出願者は、入学願書・身体検査  
証・調査書・写真・受験票送付  
用封筒を出身中学校長から期日  
内に本校あてに郵送してもら  
うこと。(2月10日消印有効)なお  
高等学校出身者(在学中、卒業  
中途退学とも)は、高等学校長  
からの調査書も必要です。

### 〈入学試験〉

- 1) 期 日/昭和62年2月15  
日午前9時開始
- 2) 筆記試験/国語、数学、英  
語
- 3) 身体検査
- 4) 試験地/小樽市、札幌市  
釧路市、帯広市、旭川市  
網走市、函館市、苫小牧  
市
- 5) 合格発表/昭和62年2月23  
日。合格者には合格通知  
書を郵送する。

〈その他、詳細については〉

小樽市桜3丁目21番1号  
国立小樽海員学校  
T E L (0134) 54-2122番

## 職業訓練生募集

道立網走高等職業訓練校では、  
昭和62年度の訓練生を募集してい  
ます。募集科目は「建築科」30名  
「車両整備科」30名、「金属加工科」  
(溶接コース)20名、(板金コース)  
20名です。

1. 応募資格は、義務教育を修了  
者は年齢・性別に関係なく応募  
できます。但し、「建築科」「車両  
整備科」については、高卒者又  
は、高卒以上の能力を有すると  
認められる方です。

2. 応募手続きは、お近くの職業  
安定所、又は直接当校に入校願  
書を提出して下さい。

3. 募集期間は、「建築科」・「車  
両整備科」は61年11月30日ま  
です。その他の科は、62年  
1月31日までです。又離職さ  
れた方、転職者の方は、62年  
3月31日まで受付けています。

なお、定められた募集期間  
内において応募できない方は  
62年3月31日まで募集してい  
ます。

くわしくは、当校にお問い  
合わせ下さい。

電話0152-43-4371番  
道立網走高等職業訓練校

## 10月の更新時講習会場変更のお知らせ

10月7日(火)午後6時30分から川北公民館において開催予定の更新時講習は、川北公民館改修工事のため会場を標津町農業協同組合ホールにおいて実施いたします。

## 交通安全テント監視作戦無事終了

～期間中死亡事故なし～

本年6月までに交通事故多発により、町・安全協会・推進協議会では、交通事故非常事態を宣言し7月から9月までの30日間、テント監視作戦を各事業所・団体・職場・町内会等の協力により実施し無事終了いたしました。ご協力本当にありがとうございました。

なお、参加団体数及び参加人員は次のとおりです。

- 7月/60団体・97名
- 8月/42団体・53名
- 9月/35団体・65名

### 電話局だより(Na56)

#### 局内見学会のご案内

この度、下記のとおり局内見学会を開催致しますので多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

- 日時/10月23日(休) 午前10:00～11:30
  - 場所/NTT根室標津電報電話局
  - 内容/局内見学、キャプテンサービスの実演、予しホシカードの展示、便利な電話サービスなど。
- お申し込みは、116番へ(開番はいりません)

## 昭和61.1.1から現在までの交通事故発生状況

- ①1/20 AM9.00 字標津1249番地(町道) 普乗×歩行(出合頭) 軽傷1名
  - ②2/1 PM5.50 字忠類270番地(R335) 普貨×普乗(追突) 軽傷1名
  - ③3/29 AM0.30 字茶志骨14番地の1(R244) 普乗×普乗(追突) 重軽傷5名
  - ④4/28 PM0.40 字薫別6番地の4(R335) 普貨×普乗(追突) 軽傷2名
  - ⑤5/19 AM3.10 字茶志骨4番地の25(R244) 普乗(単独) 死亡2名
  - ⑥5/23 AM6.50 字川北北8西3(町道) 普貨×普貨(出合頭) 軽傷2名
  - ⑦6/8 PM7.25 字茶志骨861(道々) オートバイ(単独) 死亡1名
  - ⑧6/12 PM10.50 字茶志骨546(R272) 普乗(単独) 軽傷1名
  - ⑨7/23 PM3.30 字茶志骨288番地の2(R272) 普乗(単独) 重軽傷2名
  - ⑩8/17 AM11.30 字浜古多藤15番地(R335) 普乗×普乗(正面衝突) 軽傷5名
- \*統計外  
7/16 PM1.10 チシネ(R244)  
普乗×大貨(正面衝突) 死亡1名

## 11月1日から31日まで自動車税滞納整理月間

11月1日から31日までの1ヵ月間は、自動車税の滞納整理月間です。

期間中、滞納者に対し、日中夜間の電話催告、臨戸による財産差押え等、積極的な滞納整理を行うこととしております。

まだ、自動車税を納めていない方は、至急納めてください。

なお、特別な事情があって一度に納められない方については分割納付もできますので、ご相談ください。

滞納整理のために、住民各位の御協力をお願いします。

### ＝道税は道政の礎＝

自動車税についてのお問い合わせは、

釧路支庁徴収課徴収第2係  
0154(41)1131・内線443

根室支庁税務課徴収係  
01532(3)6131・内線524

## 消費者コーナー

### クレジットカードについて(その1)

便利なクレジットでも……?

クレジットは、豊かな消費生活を送るうえで、上手に使えば非常に便利なものですが、支払いが後でよいため、つい買い過ぎたり、不必要な物を買ってしまいがちになります。その結果、月々の返済が苦しくなり、生活破壊を招いたり、社会的信用を失うといった問題も増えています。

クレジットのしくみをよく理解し、計画的で無理のない返済計画を立てるうえで、利用することが大切です。



クレジットは、いろいろな種類がありますが最も一般的なものがこの例です。代金の支払いは、クレジット会社が販売店に立替払をし、後で消費者の銀行口座から、一括または分割で引き落とされます。

(次号に続く)

## 腎バンク知ってますか?

あなたにも、ぜひお願いしたいのです。腎バンク登録を!

腎バンクとは、登録していただいた方に万一のことがあった場合その腎臓をご遺族の方の同意のもとに腎臓移植希望者に提供していただく制度です。

\*\*\*

電話かハガキでお申し込みください  
登録申し込みカードをお送りします

(財)北海道腎臓バンク  
〒060 札幌市中央区北1条西6丁目  
おおわだビル内  
011-261-2033

北海道腎臓病患者連絡協議会  
〒060 札幌市中央区北1条西10丁目11  
ダイヤパレス北1条605  
011-261-3950

## 雇用保険の適用促進月間 (10/1~10/31)

根室公共職業安定所では、労働者の安定に資するため、雇用保険の未手続事業所に対して、加入の促進を行っています。

現在、雇用保険の被保険者となる資格を有する労働者を一人でも雇用している事業所は、業種や事業規模の大小を問わず、すべて適用事業所（但し、5人未満の農林水産業は除かれます。）となりますので、未手続の場合は、早急に新規適用の手続きを取って下さい。

なお、事業主の事務負担を軽減するため、労働保険事務組合、社会保険労務士の制度もありますので、詳しいことは根室公共職業安定所・中標津分室へおたずね下さい。(TEL01537-2-2544)

## 「技能士」の活用を!

「技能士」とは、法律にもとづいて行われる技能検定（学科及び実技試験）に合格し、1級は労働大臣の、2級は都道府県知事の合格証書が交付され、技能士の称号が与えられた方々です。

したがって、皆さんが大切な仕事を頼む場合、その人が技能士であるかどうか確認することが、まず良い仕事をしてもらうための信用の目安になると思います。

また、技能士の店、事業所及び自宅に技能士の標識板が掲げてありますので、技能の相談等について気軽に立寄ってみてはいかがでしょうか。

## 特殊永住許可申請は お済みですか

申請できる人は、終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身の人たちとその直系の子孫として日本で生まれ引き続き在留している人たちです。

上記の方は、永住許可の申請をすればすべて永住が許可されます。また、手数料は不要です。

まだ申請していない人は、最寄りの入管へ申請して下さい。

札幌入国管理局

TEL011-261-9211

または各入国管理局へ

## 新国民年金とは…

本格的な高齢化社会を迎える21世紀に備え、ますます重要になる公的年金制度を長期にわたって安定した制度とするため、今年の4月から新国民年金がスタートしました。

新国民年金は、各制度に共通の基礎年金を支給する制度となり、20歳以上59歳までのすべての方が加入することになりました。

—加入者は3種類に分れます—

### ●第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳から59歳までの方

### ●第2号被保険者

厚生年金保険、共済年金に加入しているサラリーマン

### ●第3号被保険者

サラリーマン（第2号被保険者）の奥さんと夫に扶養されている20歳から59歳までの方  
—基礎年金は3種類です—

### ●老齢基礎年金

国民年金に25年以上加入した方が65歳になったときから支給

### ●障害基礎年金

加入者がケガや病気で障害者になったときに支給

20歳前に障害者になったときは20歳から支給

### ●遺族基礎年金

加入者が死亡したときに、その収入によって生計を維持していた18歳未満の子供だけになったときに支給

## 郵便局だより

郵便局の簡易保険が9月1日から大きく変わりました。

1. 加入限度額 1,000万から…1,300万となりました。（一定の条件のもの）

2. 10年満期養老保険の加入年齢の引上げ

3. 契約者貸付制度の改正  
ア、貸付額が拡大となりました。

イ、利息計算が月割から日割計算となり低利となりました。

4. 簡易保険の保険料、郵便年金の掛金が自動的(自動振替)に払込める様になりました。

お忙しい方、留守がちな方には大変便利です。

詳しくは郵便局へおたずねください。

# おし

## 10月は国民年金制度 推進運動月間

10月は国民年金制度推進運動月間で全国一斉に推進運動を展開します。

役場では、皆さんが気軽に相談ができるように、年金相談コーナーを設けています。日頃疑問に思っていること、わからないことがありましたらこの機会にぜひご相談ください。

また、電話相談もお受けします。

## サラリーマンの 奥さんは国民年金の 手続きを忘れずに

今年4月からスタートした新年金制度では、厚生年金、共済年金に加入しているサラリーマンに扶養されている奥さんは、第3号被保険者となりますが、該当する方で未届けの方がおられます。こうした場合、将来年金権がつかないこととなりますので忘れずに年金係で手続きをしましょう。

## 10月1日から 赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、わたしたちの町の福祉に役立っています。今年もよろしくお願いたします。

# 「北方領土」ってなんだべ

## (1) 根室管内の北方領土返還運動

根室管内では、北方領土返還に向け様々な運動が展開されています。北方領土返還祈願望郷サイクリング大会「北方領土の日少年弁論大会」「北方領土返還要求根室管内住民集会」その他管内各市町で独自に行う事業など、領土が返還されるまで運動は続けられるでしょう。

九月二十日に別海町で開かれた「北方領土返還要求根室管内住民集会」には、標津町から三十名が参加しました。この集会では、千島連盟別海支部長高橋

高治氏が「戦後四十一年を経た今日まで、管内の住民は強力な返還要求運動を推進してきたところであるが、その解決は非常に厳しい状況です。

管内住民のより一層の団結と堅固な意志の統一を図り、総力を結集して更に強力な返還運動を展開しなければならぬ」と決意を表明した後、出席者全員でスローガンの確認をしました。

一、我々の総力を結集して北方領土の早期返還を訴えよう。

二、北方領土の早期返還で日ソ平和友好の関係を確立させよう。



## 寄付ありがとう ごじます

- ▶ 弥生会チャリティグループは仮装盆踊り大会の賞金の一部を社会福祉協議会へ
- ▶ 聖友標津支所は活動資金として社会福祉協議会へ
- ▶ 工藤英二さんは全快祝を廃して社会福祉協議会へ
- ▶ 八明会（松下不二夫代表）はチャリティソフトの売店の収益金の一部を社会福祉協議会へ
- ▶ 池田守さんは香典返しを廃して社会福祉協議会へ
- ▶ 進藤禮子さんは香典返しを廃して社会福祉協議会へ
- ▶ 森田成光さんは香典返しを廃して社会福祉協議会へ
- ▶ 宗教法人念法真教団は体育文化振興基金へ
- ▶ 小田桐四郎さんは活動資金として標津町農業後継者対策推進協議会へ

## 戸籍の窓口から

### お誕生おめでとう

おなまえ	住 所	保護者
島影 友輔	北 標 津	正 行
植田 康裕	古 多 糠	公 明
林 和幸	南 川 北	政 男
吉田 良昭	双 葉 町	英 二

### おくやみ申し上げます

おなまえ	住 所	年 令
音川 タミ	双 葉 町	72
竹野 熊吉	茶 志 骨	82
森田 玉子	桜ヶ丘町	63
進藤松太郎	弥 栄 町	67

8月16日から9月15日までの届出分。  
(敬称は略させていただきます)

### 人口のうごき

61年9月1日現在  
( )内前月比

世帯数	2,231世帯(+6)
人 口	7,259人(+14)
男	3,618人(+9)
女	3,641人(+5)

## 標津町総合体育館落成10周年記念 スポーツフェスティバル開催要項

期 日／昭和61年10月12日(日)

場 所／標津町総合体育館、標津町鳩ヶ丘体育館

8.30 開 場

9.00～開会式

9.30～12.00 ・ミニバレーボール

12.00～13.00 ・ギネスに挑戦・チビッコ腕ずもう大会

・チャリティ輪投げコーナー

13.00～14.00 ・オークション・ビックリ市

14.00～15.00 ・スポーツ座談会

15.00～閉会式

※標津町スポーツの歩み写真展及びアンケートコーナー・健康意識調査コーナーは、9.30～15.00

※体力測定コーナー、健康相談コーナーは 9.30～13.00

(1) シューズ又はスリッパを持参願います。

(2) 写真展やオークションに関する品物の提供は総合体育館でいつでも受付けておりますので、ご協力をお願い致します。

(3) 競技に参加されたかたには、もれなく参加賞を用意しています。

(4) 午前11.00～12.30まで昼食(おにぎりと秋味鍋)を 300円で販売しておりますので御利用下さい。

# 10月 町民カレンダー 1986

曜日	一般廃棄物収集区域(祭日は休みです。)	不燃物収集日
月・木	新川上町・川上町・栄町・緑町・弥栄町・曙町	2日 16日
火・金	本町・鳩ヶ丘町・双葉町・桜木町・住吉町・東浜町	3日 17日
水・土	川北・伊茶仁・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異・古多糠	1日 15日

町民憲章 = 健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。

10/10 (金)	ポー川まつり(10時・ポー川資料館) グランド納め町長杯争奪野球大会(8時・町営球場)	25 (土)
11 (土)	第10回標津町東西対抗剣道大会(9時・鳩ヶ丘体育館) 第5回町民バドミントン大会(9時・総合体育館)	26 (日)
12 (日)	総合体育館落成10周年記念スポーツフェスティバル(9時・総合体育館、他)	27 (月)
13 (月)		28 (火) 離乳食教室(13時30分・標津公民館)
14 (火)		29 (水) 離乳食教室(13時30分・川北公民館)
15 (水)		30 (木) 健康相談(10時・川北公民館)
16 (木)		31 (金) 健康相談(10時・役場相談室)
17 (金)	健康相談(10時・役場相談室)	11/1 (土)
18 (土)		2 (日)
19 (日)		3 (月)
20 (月)		4 (火) 乳幼児健康相談(10時・川北公民館)
21 (火)	21日~24日 / 成人病、結核検診	5 (水) 健康相談(10時・忠類生活館)
22 (水)		6 (木) 乳幼児健康相談(10時・標津公民館)
23 (木)		7 (金) 健康相談(10時・役場相談室)
24 (金)		8 (土) 第5回標津バレーボールリーグ戦開幕(14時・総合体育館、他) スポーツ少年団指導者認定講習会
11月		9 (日) (8日/13時・総合体育館) (9日/9時・総合体育館)

一般廃棄物収集区域(祭日は休みです。)	不燃物収集日
新川上町・川上町・栄町・緑町・弥栄町・曙町	6日 20日
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・桜木町・住吉町・東浜町	7日 21日
川北・伊茶仁・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異・古多糠	5日 22日